

議案第7号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 本市が行った母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け25件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる母子福祉資金の貸付金に係る債権及び寡婦福祉資金の貸付金に係る債権に係る未償還の元本の額及び未払の利子の額合計金7,577,449円並びにこれらに対する違約金

(1) 次に掲げる放棄の理由ごとにそれぞれ次の表に掲げる母子福祉資金の貸付金に係る債権

ア 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸付けを行った日	債務者名	住 所	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	昭和61年 3月25日	畷村 田鶴子	大阪市住之江区北加賀屋2丁目7番31号	金458,612円	金33,734円
2	平成2年 4月23日	石丸 勝代	大阪市東淀川区大桐2丁目4番5号	金508,682円	金18,649円

3	平成7年 6月19日	中島 まり子	大阪府八尾市 木の本1丁目 3番地の1グ ランドメゾン 木の本302号	金294,000円	金37,060円
4	平成9年 3月10日	西尾 美代子	大阪市浪速区 日本橋5丁目 16番4-604 号	金255,642円	-
5	平成9年 4月30日	西尾 美代子	大阪市浪速区 日本橋5丁目 16番4-604 号	金228,000円	-
6	平成10年 6月1日	森實 智絵	大阪市住吉区 杉本1丁目1 番21号	金309,000円	金14,516円
7	平成12年 1月1日	山本 美佐子	大阪市大正区 三軒家西2丁 目1番13号 コーポ和田 201号	金242,993円	金10,301円

8	平成12年 6月1日	鼎 三保子	大阪市城東区 鳴野西2丁目 1番2-1213 号	金389,549円	-
9	平成12年 6月1日	面向 澄子	大阪市西成区 北津守4丁目 12番29号ヒュ ーマンプラザ A棟301	金209,307円	金9,305円
10	平成13年 4月1日	鼎 三保子	大阪市城東区 鳴野西2丁目 1番2-1213 号	金1,110,538円	-
11	平成13年 4月1日	碓 洋子	大阪市西区南 堀江4丁目7 番1-603号	金182,767円	金6,258円
12	平成13年 6月7日	和田 明子	大阪市平野区 瓜破2丁目4 番6-260号	金154,254円	金2,603円
13	平成14年 12月1日	洪 君子	大阪市住之江 区西加賀屋3 丁目6番3号 KKビル301	金147,324円	金3,896円

14	平成15年 4月1日	鼎 三保子	大阪市城東区 鳴野西2丁目 1番2-1213 号	金439,690円	-
15	平成15年 4月1日	佐野 美由紀	大阪市東住吉 区田辺4丁目 1番27-205 号	金147,324円	金3,896円
16	平成15年 10月31日	船瀬 晃江	大阪市大正区 泉尾3丁目20 番12号グレー ス泉尾501号	金181,560円	金4,344円
17	平成16年 6月28日	竹崎 華都	大阪市平野区 長吉六反3丁 目5番52- 401号	金260,000円	金12,199円
18	平成16年 7月14日	武良 和江	大阪市城東区 鳴野西5丁目 20番20号	金190,105円	金6,481円
19	平成18年 3月14日	吉田 風太	大阪市平野区 長吉長原西4 丁目2番18- 205号	金290,462円	-

20	平成18年 4月1日	吉田 風太	大阪市平野区 長吉長原西4 丁目2番18- 205号	金231,700円	-
----	---------------	-------	-------------------------------------	-----------	---

イ 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることが
できる見込みがないため

	貸付けを 行った日	債務者名	住 所	未償還の元本の 額	未払の利子 の額
1	平成12年 4月1日	岡林 千代子	大阪市東淀川 区豊里4丁目 9番20号	金364,748円	-
2	平成13年 4月1日	岡林 千代子	大阪市東淀川 区豊里4丁目 9番20号	金218,116円	-

(2) 次の表に掲げる寡婦福祉資金の貸付金に係る債権

	貸付けを 行った日	債務者名	住 所	未償還の元本の 額	未払の利子 の額
1	平成12年 9月19日	西尾 美代子	大阪市浪速区 日本橋5丁目 16番4-604 号	金202,470円	-

2	平成12年 10月31日	西尾 美代子	大阪市浪速区 日本橋5丁目 16番4-604 号	金195,420円	-
3	平成15年 6月1日	伊原木 理記 子	大阪市平野区 喜連西2丁目 10番2-404 号	金195,760円	金6,184円

4 放棄の理由 次の各号に掲げる債権の区分に応じ、当該各号に掲げる理由

- (1) 母子福祉資金の貸付金に係る債権 3(1)ア及びイに掲げる理由
- (2) 寡婦福祉資金の貸付金に係る債権 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け25件に係る各債務者に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。